

十 監 第 48 号
令和 3 年 8 月 18 日

十日町市長 関 口 芳 史 様

十日町市監査委員 水 落 雅 史
十日町市監査委員 遠 田 延 雄

普通会計財政健全化審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 2 度十日町市の普通会計財政健全化審査に対する意見を次のとおり提出します。

令和2度十日町市の普通会計財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和3年7月26日から令和3年8月6日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率（下表）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：％）

区 分	健全化判断比率			早期健全化 基準
	令和2年度	令和元年度	増 減	
① 実質赤字比率	—	—	—	12.51
② 連結実質赤字比率	—	—	—	17.51
③ 実質公債費比率	11.9	11.9	0.0	25.0
④ 将来負担比率	103.1	119.2	△16.1	350.0

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「—」で表示される。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字額が生じていないため、前年度と同様に該当がなかった。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字額が生じていないため、前年度と同様に該当がなかった。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は前年度と同じ11.9%であった。

早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態である。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は103.1%で、前年度と比べて16.1ポイント改善した。

早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項なし。